

## 構造改革特区に関する有識者会議（第1回）議事録

日時 平成 17 年 4 月 15 日（金）14:30～15:00

場所 内閣官房構造改革推進特区室 7階会議室

出席者

（委員）八代委員（座長）、市川委員、野中委員、薬師寺委員、山田委員

（政府）村上大臣

（事務局）坂審議官、滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、梶島参事官、宮地参事官

### 1. 開会

（滑川室長）それでは定刻になったので、ただいまから構造改革特区に関する有識者会議の第1回会合を開催する。本日はお忙しいなかご出席を賜りありがとうございます。当面座長が選任されるまでの間、会議の進行をさせていただき、構造改革特区推進室長の滑川でございます。どうぞよろしくお願いします。本日は村上構造改革特区担当大臣にご出席いただいているので、最初に村上大臣からご挨拶いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

### 2. 村上大臣挨拶

（村上大臣）どうも皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、先生方にはご参集いただき本当にありがとうございます。特区を担当する大臣としてひと言申し上げたいと思う。特区は、最初に規制改革の突破口として非常に大きな役割を果たしてきた。特に教育、農業、医療分野について株式の参入等、これまで困難、インポッシブルと言われていた分野について大きな成果をあげてきたと思う。また地域活性化のためには、私は「自主、自立、自考」という言葉を申し上げているが、正に自主的に自立を目指して自分の頭で考え抜く、正に地域再生のための政策立案能力の鍛錬場として非常に成果をあげてきた、そのように考えている。そういう意味で、この特区が地方の意識改革に与えた影響というのは大変なものがあった気がする。また皆様方評価委員会のご尽力により、規制の特例措置も着実に全国展開し、おかげで今全国で 46、展開されてきた。その一方で経済財政諮問会議からは、特区制度を一層推進するために思い切って制度の活性化が必要であるというご指摘も頂いており、このため評価委員会における皆様方の知識や経験を活用していただき、今まで実現しなかった特区の提案の中から重点的に検討する項目を選定していただき、検討していただければありがたいと考えている。その検討結果を踏まえて、9月を目処に政府としての対応方針を特区本部において決定したいと考えている。そういうことであるので、先生方の忌憚のない活発なご論議をよろしくお願いします。本日は本当にどうもありがとうございます。

### 3. 構造改革特区に関する有識者会議について

(滑川室長) どうもありがとうございました。次に座長の選出に移らせていただきたい。座長は今日お集まりの皆様方の互選でお願いしたいと思うが、ご推薦はあるだろうか。

(山田委員) 八代先生にお願いしたいと思う。

(滑川室長) ただいま八代委員を座長にというご意見があったが、皆様方がかであるだろうか。よろしいか。では皆様方ご異議無しということなので、八代委員に座長をお願いしたいと思う。これからは八代座長に議事を進めていただきたいと思うので、八代座長よろしく願います。

(八代座長) ただいまご指名を受けました八代でございます。今後ともよろしく願います。今村上大臣からお話があったように、構造改革特区というのは正に規制改革の実験場でもあり、かつ国の権限を地方の自治体に降ろすという地方分権化のための切り札の一つでもあるわけで、非常に貴重な制度であると思う。これをさらに進めるためにも、これまでせっかく提案していただいたにもかかわらず実現していない、我々は「根雪」と呼んでいるが、根雪の部分をぜひ解かして、さらに特区に対する各自治体、民間企業等のインセンティブを高めるというのがこの有識者会議の役割だと思うので、是非よろしく願いたいと思う。

ではカメラが退出するそうなので、少々お待ちください。

では事務局から資料1、2、参考資料について願います。

(檜木参事官) お手元の資料の、まず経緯からご説明したいと思う。一番後ろに「構造改革特区の改善策について」という資料がある。これは3月25日に村上天臣が経済財政諮問会議で報告されたものである。1ページめくっていただくと、まず諮問会議でどういう指摘があったかということだが、ここに書いてあるように、2か月という限られた検討期間内に各省庁が応じなかった案件について、「1. 特区本部として、第三者機関等の検討を経て、10程度の重点検討項目を選定し、その実現を重点的に図っていく仕組みを導入すべきである」。その際に2であるが、「規制改革・民間開放推進会議と連携し、協力を得ることが必要ではないか」。3は、その選定につき「検討を行う第三者機関としては、例えば『評価委員会』の活用・拡充で対応してはどうか」という3点のご指摘を受け、基本的にはこの3点すべてご指摘を踏まえた形になっている。

2ページ目にあるように、「第三者機関として『有識者会議』(評価委員会委員がメンバー)を開催し、重点検討項目の選定及び検討」を行い、その下にあるように、その「意見を踏まえて、特区本部で新たな規制改革に関する政府としての対応方針を決定する」というようになっている。

次のページを見ていただくと、重点検討項目の選定については、「これまでに実現していない提案の中から、社会的、経済的に意味があるもの」を選定する。そのためには「提案者等の関係者からヒアリングを行う」ということである。重点検討項目を選定したあとの検討については、「関係者、各省庁からのヒアリングを行う」。あるいは規制改革・民間開放推進会議委員に有識者会議のヒアリング等の場に参加を求めるというプロセスを経て、「有識者会議は、重点検討項目に係る意見をとりまとめ、本部長に提出する」ということになっている。

それ以降は2ページ飛ばしていただき、6ページ目を見ていただくと、これは昨年の12月24日に村上大臣が経済財政諮問会議で報告された内容であるが、今までの特区提案の措置について、「特区として対応」が当時は188項目で、一番下に書いてあるが、現在は194項目、「全国的に対応」が当時は285項目で、現在は312項目となっている。今回対象となるのはCの1065項目であるが、この中には右側に？(はてな)マークで書いてある「合意形成が困難なもの」として、例えば高速道路での速度無制限走行や、風営法の適用除外をしてくれというような提案もあり、そういうものも今まで実現していないものの中に含まれている。あるいはその上だが、「実質的に提案主体の意向が他の方法で実現する方向のもの」というものがあり、そういうものを除いて対応不可のものについて今後ご検討いただくことになると思う。

以上が経緯としての経済財政諮問会議での議論であるが、資料1を見ていただくと、「構造改革特区に関する有識者会議について」ということで、3月31日に特区推進本部長、本部長は総理大臣であるが、本部長決定をしている内容である。3行目にあるように、「これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し、その実現を図っていくため」、「評価委員会の委員を参集し、意見の開陳を求めることとし」、「構造改革特区に関する有識者会議を開催する」となっている。また2にあるように「有識者会議は、必要に応じ、関係行政機関その他関係者」、その他関係者というのは提案者や関係業界という内容も入ってくると思うが、「の出席を求めることができる」となっている。その庶務は我々「内閣官房において処理する」となっている。

資料2は念のためであるが、有識者会議のメンバー表である。これは現在の評価委員会のメンバーと同一のものである。以上である。

(八代座長)それでは重点項目視点の検討に入りたいと思うが、会議の公開、非公開については評価委員会と同じ扱いで、会合の開催ごとに座長が判断したいと考えるがよろしいだろうか。

(多数)異議なし。

(八代座長)では、資料3、4についてご説明をお願いします。

#### 4. 重点検討項目の選定の視点について

(檜木参事官)資料3「重点検討項目の選定の視点について」だが、先程の諮問会議で村上大臣からご報告いただいた中にも入っているが、「社会的、経済的に意味(ニーズ)があるもの」がやはり重要であると思っており、「特区が規制改革の突破口としての役割を果たすこと」、あるいは「地域が『自主、自立、自考』の精神で活性化すること」、を実現するため、例えば「効率的で利便性の高い行政の実現」であるとか、「地域の資源の有効活用による地域活性化」、「ヒト、モノ、カネの流れの円滑化・活性化」という視点も行えばどうかというのが案である。

また次に「以下に該当する項目については、基本的に検討しないこととしてはどうか」ということだが、一つ目は「過去においては実現しなかったが、現在では実現したもの」、あるいは「17年度中に具体的な措置が行われ実現するもの」。先程の高速道路のような話だが、「公序良俗に反する等、合意形成が困難なもの」。あるいは「現在、国会に関連法案が提出されている等制度改正中

のもの」。「立法府において検討が現に行われているもの」。あるいは「代替措置も含め法制面などから如何なる方法をとっても制度化が困難なもの」ということである。これはケースバイケースである。個々に見ていただき、こういうものがあれば、それを検討するかしないかは有識者会議でご議論いただければ結構であるが、こういうことは基本的には検討しないことにしてはどうかということである。なお一番下に書いてあるが、「規制改革・民間開放推進会議でも検討が行われる項目については、同会議と相談」しながら行えばどうかということである。

## 5. 今後のスケジュールについて

(檜木参事官)資料4は「今後のスケジュール(案)」である。本日が第1回で、先程の1000項目について一覧表を用意している。これは多岐にわたるので説明は省略するが、これについて提出させていただいている。またこのあと選定の進め方についてご議論いただき、下旬に有識者の全体会議第2回を行っていただければと思っている。その際に20～30項目の候補項目を絞り込み、その候補項目については座長案を提示していただき、議論して確定していくということにはいかがかと思っている。

その項目については、5月に入ってから事務局による調査とともに、有識者会議で提案者やユーザーサイドあるいは関係省庁からヒアリングを行っていただき、5月の下旬には有識者全体会議の第3回、そして10項目程度の決定をしていただければと思う。なぜここは全体会議と書いているかというと、有識者会議のヒアリングの際は、おそらく全員の方の出席がなかなか難しい可能性があり、少数でもヒアリングは実施していただくという可能性があるので、有識者会議のヒアリングという言葉と有識者全体会議というワーディングを使い分けている。

そして10項目程度の決定をした後、いよいよその10項目について6月からやはり関係省庁、業界団体等からヒアリングをしていただくとともに、これは有識者会議の方からおそらくこういうことを聞いてほしいというような質問事項をいろいろ頂くことになると思うので、それを関係省庁にある意味でぶつけて、それを文書の形で回答いただくというようなやり取りをしていくことにより、その規制改革項目の内容について深めていきたいと思っている。

そして7月に入ると、有識者会議でどのような規制改革が必要かをご議論いただき、関係省庁との調整を同時並行的に行いながら、8月下旬には意見を取りまとめていただき本部に提出し、先程大臣からあったように、政府としては9月を目標に本部決定という段取りにさせていただきたいと思う。資料3、4については以上である。

(八代座長)今のスケジュールや選定の視点についてご意見はないだろうか。

(山田委員)私たち評価委員として、かゆいところに手が届かないというか、不完全燃焼をしていたところがあるのだが、今度の有識者会議というのはそういう面で大きな前進だったと評価している。ただこの予定を見ていくと、評価委員会との兼ね合いはどのように調整されるのか、その辺をうかがいたい。

(藤澤参事官) 評価委員会も、17年度の上半期の皆様をお願いしている資料については、前年度同様のスケジュールを既にご説明しているが、本部決定の時期はこの有識者会議と同じ9月を目標に、評価委員会の方も作業を進めていただくことを考えている。そのためには、4月5月はどこかという今特区でどういう事業が行われているか、弊害が起こっているかどうかという調査を各省庁と我々で行うということで、その調査結果がまとまって実際に評価委員会でご議論いただくことが本格化するの、おそらく7月以降だろうと考えている。7月8月が上半期の評価委員会の山場になると思うので、会議への出席のご負担はお願いせざるを得ないが、こちらでの作業としてそれほど大幅に重複することはないだろうと考えている。

(山田委員) 小さなことで申し訳ないが、先程の大臣が出された報告の説明の中の「特区において対応不可とされた提案の整理・検討」の中でABC C C D Eとなっているが、この数が出ている分のCの部分まで合わせると1538で、473が認定されており、率として30.75%だが、問題は総提案の数が分からない。Eは事実誤認で入れなくても、Dぐらいは2500~2600という話も聞いているのだが、昨日旭川で講演された政府の方が、2割しか認定されていないという発言をされている。私たちには総提案の数が分からないので、認定は549されたと分かるのだが、総提案数は分かるだろうか。

(檜木参事官) DとEは概ね2000ぐらいだったと思う。Dの「現行の規定で実施可能」は結構多い。提案の半分近くを占めていたときもある。これは私が個別に聞いたことがあるのだが、どうも規制というのは下に行けば行くほど厳しいことを言う傾向があり、市町村に相談したらダメだと言われた。だけど提案してみたら中央省庁の方はそれは別にかまいませんよというような話だというのは結構多く、このDはむしろEよりもはるかに多いと思っていた方がいい。

(山田委員) 2000ぐらいか。

(檜木参事官) DE合わせて概ね2000ぐらいだ。

(坂審議官) そういう意味では意味がなかったということはない。法規上はもともといいのだが、実はそういうふうに運用されていなかったのが、持ち出されたからはっきりしてOKということになったというので、実態はずいぶん変わったというところがある。

(檜木参事官) 確認するプロセスとして使う人もいる。

(八代座長) 国から地方との認識のギャップを埋めるためにも。

スケジュールと重点検討項目の選定の視点だが、いかがだろうか。気をつけなければいけないと思うのは、過去においては実現しなかったが、現在では実現したものというときに、その実現の度合いが問題である。十要望して、例えば五実現したものをどうみなすかということがあり、まだ実現が不十分であると考えれば別にこの規定にはこだわらないわけで、そういう意味で幅広くっていただければと思う。いかがだろうか。

(薬師寺委員) この重点項目の選定の視点についてだが、一点私からお願いがある。医療の立場から、医療の中の人間にしてみれば特区や規制改革にアレルギーを起こしてしまっている状態で、それ自体受け付けられないようななかで、なかなか提案をしづらいという雰囲気漂っている。所管省庁との対立だけではなく、どうしても関係団体の関係の取り方も我々としては大きな問題とな

ってくると思う。したがって視点の一つとして、関係団体と手を組んで向かえるような課題ということで、それで少しアレルギーを治していただくことにも利用していただけるようなフィールドとして我々は考えていきたいと思っているので、よろしく願いしたい。

(山田委員)関連して、ここに「規制改革・民間開放推進3か年計画」ということで3月25日閣議決定されたものがある。これは八代先生もかかわっておられる案件だと思うが、その16にいわゆる混合診療にかかわる改革が出ている。17年の夏を目処に実現及び平成18年の通常国会に法案を提出と書かれているが、こんな話に規制改革会議ではなっているのか。これはインターネットで取ったものであるが。

(檜木参事官)細かい点なので正確に言えるかどうか分からないので、これは決まった内容なので、事務局でお送りするようにする。

(村上大臣)ほぼ百パーセント、パーフェクトに終わったので。

(八代座長)ほかにいかがだろうか。

では特にこの方針で異議がなければ、次回会合には民間調査機関等に委託して作成した今まで対応不可とされたものの一覧表を踏まえて、重点検討項目の座長案を提示したいと思う。4月21日の午前中までにメンバーの方々は、最大10項目程度を重点的に検討すべき項目として事務局にご提出願いたいと思う。それを踏まえて座長案を作成して議論したいので、よろしく願います。この中にはいろいろ多様なものがあるかと思うが、これはこのディスクの中に入っているので、ディスクをよく読んでいただきたいと思う。

## 6. 閉会

(八代座長)本日はこれで有識者会議を閉会したいと思う。ご多忙のところどうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。大臣どうもありがとうございました。

了